

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 7月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンプポンプ（A、B）軸シール水供給弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉建屋5階燃料交換機遠隔操作室換気空調系空調機ファンベルトに緩みが認められたため、当該ベルトを点検・修理	D	
3	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）油タンクガス抽出機排気管Uシール閉止キャップ部よりミスト発生（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）定例試験において、過給器入口温度計（No. 2）に指示不良が認められたため、対応検討	D	
5	2号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）レベル計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
6	3号機	残留熱除去系ポンプ（A）潤滑油タンクレベル計ドレン弁下部床面に油溜まり（1cm×1cm）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	4号機	地震発生時、原子炉格納容器除湿冷却系に「蒸発器冷水断冷却水系異常」の警報発生が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	
8	4号機	復水脱塩装置脱塩塔から再生処理用カチオン塔への樹脂移送作業において、検出器の動作不良による「樹脂移送不良」の警報発生が認められたため、当該検出器を点検・修理	D	
9	4号機	高圧注水系タービン低圧軸受温度検出器フレキシブル電線管に外れが認められたため、当該カバーを点検・修理	D	
10	5号機	中央操作室放射線モニタ記録計盤ダストモニタに「ダストモニタ異常」の警報発生が認められたため、当該遠隔制御装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	5号機	原子炉建屋エレベータの中途停止が認められたため、当該エレベータを点検	D	
12	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）ディーゼル機関給排気弁注油ライン圧力計 配管のサポート固定金具の外れが認められたため、当該金具を取付	D	
13	5号機	タービン建屋換気空調系サンプリング盤室内中間ファンネルのシール部に 劣化が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	主タービン電気油圧式制御装置冷却水回収タンクのレベルゲージに汚れが 認められたため、当該レベルゲージを点検・清掃	D	
15	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃液スラッジ貯蔵タンク（A）のレベル記録計に指示 不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
16	5号機	屋外パトロールにおいて使用した自転車を車庫内に格納し、車庫シャッ ターを素手でおろした際に右手中指と薬指爪付近を挟まれ負傷したため、 対応検討	B	
17	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A、B）点検において、上蓋及びベン トフィルタに漏えい跡及び腐食が認められたため、当該上蓋及びフィルタ を点検・修理	B	
18	その他	工具センターの計測器等の校正において、バネ秤（1台）に精度不良が認 められたため、当該バネ秤を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで